

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		受給者証の交付
根拠法令及び条項		新座市ひとり親家庭等医療費支給条例 (受給者証の申請) 第5条 医療費の支給を受けようとするひとり親等は、規則で定める申請書を市長に提出しなければならない。 (受給者証の交付) 第6条 市長は、前条の申請に基づき対象者と認定したときは、受給者証を交付するものとする。
所管部課係名		こども未来部こども給付課給付係
審査基準		新座市ひとり親家庭等医療費支給条例 (定義) 第2条 この条例において「児童」とは、満18歳に達した日の属する年度の末日までにある者及び満20歳未満で規則で定める程度の障がいの状態にある者をいう。 2 この条例において「ひとり親家庭」とは、次の各号のいずれかに該当する児童（規則で定める状態にある児童を除く。）の父がその児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする家庭又は母がその児童を監護する家庭をいう。 (1) 父母が婚姻を解消した児童 (2) 父又は母が死亡した児童 (3) 父又は母が規則で定める程度の障がいの状態にある児童 (4) 父又は母の生死が明らかでない児童 (5) その他前各号に準ずる状態にある児童で規則で定めるもの 3 この条例において「養育者」とは、次の各号のいずれかに該当する児童と同居してこれを監護し、かつ、その生計を維持する者であって、その児童の父母並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者及び同法第6条の4に規定する里親以外のものをいう。 (1) 父母が死亡した児童 (2) 母が監護しない又は母がない前項各号のいずれかに該当する児童（同項第2号に該当するものを除く。） (3) 父が監護しない若しくはこれと生計を同じくしない（父がない場合を除く。）又は父がない前項各号のいずれかに該当する児童（同項第2号に該当するものを除く。）
	関係条項	

		4 この条例にいう「父」には、母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を、「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を、「婚姻」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含むものとする。 5・6 [略] (対象者) 第3条 この条例により医療費の支給を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、本市に住所を有する次の各号のいずれかに該当する者であって、医療保険各法の規定による被保険者、組合員、加入者又は被扶養者とする。 (1) ひとり親家庭の父又は母及び児童 (2) 養育者及び養育者が養育する前条第3項各号に掲げる児童 2 前項の対象者（児童を除く。以下この項において同じ。）のうち、同一の児童について、2人以上が対象者となるときは、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としなない。 (1) 父母が対象者となるとき、又は父及び養育者が対象者となるとき (2) 母及び養育者が対象者となるとき 3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としなない。 (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者 (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者 (3) 規則で定める施設に入所している者 (4) 児童福祉法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4に規定する里親に委託されている者 (5) 規則で定める他の医療費支給事業により医療費の支給を受けることができる者 (所得の制限) 第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、第6条に規定する受給者証の交付を受ける対象者としなない。 (1) 対象者の属するひとり親家庭の父又は母及び養育者（以下「ひとり親等」という。）の所得が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下この号及び次
--	--	--

		号において「扶養親族等」という。)並びに当該ひとり親等の扶養親族等でない児童でひとり親等が当該所得のあった年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。 (2) ひとり親等の配偶者の所得又はそのひとり親等の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者でそのひとり親等と生計を同じくするものの所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。 (3) 前2号の所得が、税の申告を行わないこと等により確認できないとき。 2 前項の規定にかかわらず、災害により損害を受けた者がある場合における所得に関しては、規則の定めるところによる。 3 第1項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、規則で定める。 新座市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則 (児童の障がいの状態) 第3条 条例第2条第1項に規定する規則で定める程度の障がいの状態は、別表第1のとおりとする。 (適用対象外児童の状態) 第4条 条例第2条第2項に規定する規則で定める状態は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。 (1) 児童の父又は母と生計を同じくしているとき。ただし、当該父又は母が次条に定める程度の障がいの状態にあるときを除く。 (2) 父又は母の配偶者に養育されているとき。ただし、当該配偶者が次条に定める程度の障がいの状態にあるときを除く。 (父又は母の障がいの状態) 第5条 条例第2条第2項第3号に規定する規則で定める程度の障がいの状態は、別表第2のとおりとする。 (適用対象児童) 第6条 条例第2条第2項第5号に規定する規則で定める児童は、次の各号のいずれかに該当する児童とする。 (1) 父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童 (2) 父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第10条第1項又は第10条の2の規定による命令(母又は父の申立てにより発せられたものに限る。)を受けた児童 (3) 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童 (4) 母が婚姻によらないで懐胎した児童 (5) 前号に該当するかどうか不明でない児童
--	--	---

		(施設) 第8条 条例第3条第3項第3号に規定する規則で定める施設は、次に掲げる施設（通所により利用する施設を除く。）とする。 (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設（母子生活支援施設を除く。） (2) 前号に掲げる施設のほか、条例第3条に規定する対象者、対象者に係る国民健康保険法（昭和33年法律第192号）若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による世帯主又は前条に規定する社会保険各法による被保険者その他これに準じる者が負担すべき額を、国又は地方公共団体において負担している施設 (医療費支給事業) 第9条 条例第3条第3項第5号に規定する規則で定める医療費支給事業は、次に掲げる医療費支給事業とする。 (1) 新座市重度心身障がい者医療費支給に関する条例（昭和58年新座市条例第2号）に基づく医療費支給事業 (2) 他の地方公共団体が実施する医療費支給事業（条例第4条第1項の規則で定める額） 第10条 条例第4条第1項第1号に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げるひとり親等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 次号に掲げるひとり親等以外のひとり親等 別表第3の左欄に掲げる扶養親族等又は児童の数の区分に応じ同表の右欄に定める額 (2) 次のアからオまでのいずれかに該当する児童の養育者であるひとり親等 別表第4の左欄に掲げる扶養親族等又は児童の数の区分に応じ同表の右欄に定める額 ア 条例第2条第2項第2号又は第4号に該当する児童であって、かつ、父又は母がないもの イ 第6条第3号に該当する児童であって、かつ、父又は母がないもの ウ 父母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童 エ 第6条第4号に該当する児童であって、母が死亡したもの又は母の生死が明らかでないもの オ 第6条第5号に該当する児童 2 条例第4条第1項第2号に規定する規則で定める額は、別表第5の左欄に掲げる扶養親族等の数に応じ、同表の右欄に定める額とする。 (所得の範囲及びその額の計算方法) 第11条 条例第4条第1項に規定する所得の範囲及
--	--	---

		びその額の計算方法は、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）における児童扶養手当の支給を制限する場合の所得の範囲及びその額の計算方法の例による。 （条例第4条第2項の災害により損害を受けた者がある場合における所得の特例） 第13条 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は扶養親族等の所有に係る住宅、家財又は主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋、機械、器具その他事業の用に供する固定資産（鉱業権、漁業権その他無形減価償却資産を除く。）につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた者（以下この条において「被災者」という。）がある場合、その損害を受けた日から翌年の12月31日までの条例第8条に規定する医療費の支給について、その損害を受けた年の前年又は前々年における当該被災者の所得に関しては、条例第4条第1項の規定を適用しないものとする。 2 前項の規定の適用により同項に規定する期間に係る医療費が支給された場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、その支給を受けた者は、それぞれ当該各号に規定する医療費で同項に規定する期間に係る金額を市長に返還しなければならない。 (1) 当該被災者（次号の適用を受けるひとり親等を除く。以下この号において同じ。）の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等及び当該被災者の扶養親族等でない児童で当該被災者がその年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、別表第3の右欄に定める額以上であるとき 当該被災により支給された医療費 (2) 当該被災者（第10条第1項第2号アからオまでに掲げる児童の養育者であるひとり親等に限る。以下この号において同じ。）の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等及び当該被災者の扶養親族等でない児童で当該被災者がその年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、別表第4の右欄に定める額以上であるとき 当該被災により支給された医療費 (3) 当該被災者の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等の有無及び数に応じて、別表第5の右欄に定める額以上であるとき 当該被災者を配偶者又は扶養義務者とする者に支給された医療費 3 前項各号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、児童扶養手当法における児童扶養手当の支給を制限する場合の所得の範囲及びその額の計算方
--	--	--

		法の例による。 （受給者証の交付申請） 第 1 4 条 条例第 5 条に規定する申請書は、ひとり親家庭等医療費受給者証交付申請書（現況届）によるものとする。 2 前項の申請書には、条例第 3 条に規定する対象者に係る次に掲げる書類を添付しなければならない。この場合において、条例第 4 条第 1 項第 2 号に規定する配偶者又は扶養義務者がいるときは、その者に係る第 4 号及び第 5 号の書類を添付しなければならない。 (1) 医療保険各法の規定による被保険者、組合員、加入者又は被扶養者であることを証する書類 (2) ひとり親家庭等認定調書 (3) 申請者が父又は母のときは戸籍の謄本又は抄本、養育者のときは戸籍の謄本又は抄本並びに児童の父及び母の戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本 (4) 世帯全員の住民票の写し (5) 前々年の所得の状況を証する書類 (6) 養育費申告書 (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類 3 前項の規定にかかわらず、児童扶養手当法による児童扶養手当の支給を受けている者（児童扶養手当全部支給停止者を含む。以下「児童扶養手当受給者」という。）が、児童扶養手当証書又は児童扶養手当支給停止通知書を提示するときは、同項第 2 号から第 6 号までの書類の添付を省略することができる。 （受給者証等） 第 1 5 条 条例第 6 条に規定する受給者証は、ひとり親家庭等医療費受給者証（別記様式。以下「受給者証」という。）とする。 2 条例第 6 条の規定により受給者証を交付するときは、ひとり親家庭等医療費受給者証交付申請書（現況届）兼受給者台帳に記載するものとする。 3 条例第 6 条の規定による認定を行わないときは、ひとり親家庭等医療費受給者証交付申請却下決定通知書により通知するものとする。 4 前項の規定にかかわらず、条例第 4 条第 1 項の規定により対象者として認定を行わないときは、ひとり親家庭等医療費支給停止通知書により通知するものとする。 （受給者証の有効期間） 第 1 6 条 受給者証の有効期間は、1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日までとする。 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者に係る受給者証の有効期間の始期は、当該各号に定める日
--	--	--

		とする。 (1) 条例第5条の規定により申請書を提出した者（次号及び第3号に掲げる者を除く。） 申請書を提出した日 (2) 条例第3条及び第4条に規定する受給資格（以下「受給資格」という。）を得るに至った日から15日以内（当該期間が経過するまでの間に災害その他やむを得ない理由が生じた場合には、当該やむを得ない理由がやんだ後15日以内）に条例第5条の規定により申請書を提出した者 受給資格を得るに至った日 (3) 災害その他のやむを得ない理由により、受給資格を得るに至った日から15日以内に条例第5条の申請をすることができなかった場合において、当該やむを得ない理由がやんだ後15日以内にその申請をした者 やむを得ない理由により申請をすることができなくなった日 3 第1項の規定にかかわらず、同項に規定する受給者証の有効期間内において受給資格を失った者に係る受給者証の有効期間の終期は、当該受給資格を失った日の前日とする。
	基 準 （未設定の場合はその理由）	未設定 （条例及び規則で明確に規定されているため）
	参 考 事 項	
	設定等年月日	平成11年7月1日設定（令和6年4月1日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間 （未設定の場合はその理由）	総日数 1か月
	設定等年月日	平成11年7月1日設定（平成 年 月 日最終変更）